

## 青果物品質不良に伴う責任分界点について

### 1. 青果物の異物の混入（**包装袋内**・包装袋の破損含む）



### 2. 青果物の異物の混入（**包装袋外**・DB内・コンテナ内）



### 3. 青果物の品質不良（虫食い・病気）



### 4. 青果物の品質不良（とろけ・腐敗・痛み）



各受入箇所ごとに受入検査し異常がないことを確認、異常あれば受入先の責任とする。ただし、受入箇所を受入後、数日経過したものや適正管理（5℃以下で密封した状態）外の場合は受入箇所の責任とする。